

**特別養護老人ホーム 江古田の森
介護予防短期入所サービス利用料金**

自己負担額1割の場合

2021年8月1日

【一般 第4段階】

		1日		
	サービス利用料金	食事代(円)	居住費	計
要支援1	581	朝:400 昼:700 夕:400 (1日:1500)	1,970	4,051
要支援2	721			4,191

【第3段階】

		1日		
	サービス利用料金	食事代(円)	居住費	計
要支援1	581	1,000	1,310	2,891
要支援2	721			3,031

【第3段階②】

		1日		
	サービス利用料金	食事代(円)	居住費	計
要支援1	581	1,300	1,310	3,191
要支援2	721			3,331

【第2段階】

		1日		
	サービス利用料金	食事代(円)	居住費	計
要支援1	581	390	820	1,791
要支援2	721			1,931

自己負担額2割の場合

【一般 第4段階】

		1日		
	サービス利用料金	食事代	居住費	計
要支援1	1,161	1,500	1,970	4,631
要支援2	1,441			4,911

自己負担額3割の場合

【一般 第4段階】

		1日		
	サービス利用料金	食事代	居住費	計
要支援1	1,742	1,500	1,970	5,212
要支援2	2,161			5,631

<加算利用料> ※該当するもののみ

1割負担	1割負担	
	1日(円)	備考
●サービス提供体制加算Ⅱ	20	常勤換算で介護福祉士の割合が介護職員の60%以上の場合
●機能訓練体制加算	14	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、減退防止の訓練を実施した場合
●送迎加算	片道205円 ※送迎実施区域外は自費加算をいただきます	
●若年性認知症利用者受入加算	134	若年性認知症利用者に対しサービス提供を行った場合
●療養食加算	7(1食)	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
●認知症行動・心理症状緊急対応加算	222	医師が利用を適当と判断した場合7日間を限度に算定
●介護職員処遇改善加算	算定単位数の8.3%に相当する単位数	
●介護職員等特定処遇改善加算	算定単位数の2.7%に相当する単位数	

○その他個人負担 理美容代・医療物品代・医療機関受診代・電話代 等

<加算利用料> ※該当するもののみ

2割負担	2割負担	
	1日(円)	備考
●サービス提供体制加算Ⅱ	40	常勤換算で介護福祉士の割合が介護職員の60%以上の場合
●機能訓練体制加算	27	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、減退防止の訓練を実施した場合
●送迎加算	片道409円 ※送迎実施区域外は自費加算をいただきます	
●若年性認知症利用者受入加算	267	若年性認知症利用者に対しサービス提供を行った場合
●療養食加算	18(1食)	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
●認知症行動・心理症状緊急対応加算	444	医師が利用を適当と判断した場合7日間を限度に算定
●介護職員処遇改善加算	算定単位数の8.3%に相当する単位数	
●介護職員等特定処遇改善加算	算定単位数の2.7%に相当する単位数	

○その他個人負担 理美容代・医療物品代・医療機関受診代・電話代 等

<加算利用料> ※該当するもののみ

3割負担	3割負担	
	1日(円)	備考
●サービス提供体制加算Ⅱ	60	常勤換算で介護福祉士の割合が介護職員の60%以上の場合
●機能訓練体制加算	40	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、減退防止の訓練を実施した場合
●送迎加算	片道613円 ます	※送迎実施区域外は自費加算をいただきます
●若年性認知症利用者受入加算	400	若年性認知症利用者に対しサービス提供を行った場合
●療養食加算	27(1食)	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
●認知症行動・心理症状緊急対応加算	666	医師が利用を適当と判断した場合7日間を限度に算定
●介護職員処遇改善加算	算定単位数の8.3%に相当する単位数	
●介護職員等特定処遇改善加算	算定単位数の2.7%に相当する単位数	

○その他個人負担 理美容代・医療物品代・医療機関受診代・電話代 等